

電気供給約款
別紙1

当社が、2024 年 5 月 1 日より施行するこの電気供給約款に規定する料金等に関する事項は、以下のとおりとします。

料金プラン：CO2 ゼロ従量電灯プラン
イ プランの特徴

CO2 ゼロ従量電灯プランは、当社がお客さまに供給する電気について、再エネ指定の非化石証書を利用して、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）をゼロとする予定のプランです。

ロ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 電灯または小型機器の総容量に、次の方法を適用して算定される値が 50 キロワット未満であること。

契約受電設備の総容量と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力との合計（この場合、契約受電設備の総容量については、1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなします。）に次の係数を乗じて得た値といたします。

最初の 50 キロワットにつき	80 パーセント
次の 50 キロワットにつき	70 パーセント
次の 200 キロワットにつき	60 パーセント
次の 300 キロワットにつき	50 パーセント
600 キロワットをこえる部分につき	40 パーセント

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、(イ)により算定される値と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

(ハ) 定額電灯を適用できないこと。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)および(ハ)に該当し、かつ、(ロ)の値が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ハ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ニ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ホ 料金

料金は、その 1 月の使用電力量に基づき次によって算定された金額および別表 1(3)（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81,500 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81,500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金

	単位	料金(税込)
最初の 10 キロワット時まで	1 契約	573 円 05 銭
電力量料金		
	単位	料金(税込)
10 キロワット時を超え 120 キロワット時まで(第 1 段階料金)	1kWh	40 円 20 銭
120 キロワット時を超え 300 キロワット時まで(第 2 段階料金)	1kWh	45 円 74 銭
上記超過(第 3 段階料金)	1kWh	47 円 22 銭

ヘ 解約事務手数料

お客さまが、本プランを契約後、電気供給約款 37（供給開始後の需給契約の変更または解約に伴う料金の精算）(2)に該当する場合には、解約事務手数料を申し受けます。

料金プラン：CO2 ゼロ低圧電力プラン
イ プランの特徴

CO2 ゼロ低圧電力プランは、当社がお客さまに供給する電気について、再エネ指定の非化石証書を利用して、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）をゼロとする予定のプランです。

ロ 適用範囲

低圧で電気の供給を受けて動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ロ) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、使用する電灯または小型機器について従量電灯を適用した場合の値と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)における使用する電灯または小型機器について従量電灯を適用した場合の値と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ハ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ニ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ホ 契約電力

(イ) 契約電力は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約電力の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約電力の最大値を見直しさせていただく場合がございます。

(ロ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。

(ハ) 当社はお客さまから契約電力の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

ヘ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。電力量料金は、計量日時点での季節の単価を当該料金計算に用います。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81,500 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81,500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、この電気供給約款 3（単位および端数処理）(3)に定める方法で使用量を計算した結果、0 キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。

基本料金

単位	料金(税込)
1kW	1,293 円 85 銭

電力量料金

	単位	料金(税込)
夏季	1kWh	32 円 18 銭
他季	1kWh	30 円 79 銭

ト 解約事務手数料

お客さまが、本プランを契約後、この電気供給約款 37（供給開始後の需給契約の変更または解約に伴う料金の精算）(2)に該当する場合には、解約事務手数料を申し受けます。

チ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。